

私立幼稚園等預かり保育事業実施園 設置者 様
私立幼稚園 2 歳児受入れ推進事業実施園 設置者 様

横浜市こども青少年局保育・教育運営課長

**まん延防止等重点措置期間の延長にかかる
市型預かり保育事業及び 2 歳児受入れ推進事業の対応について（依頼）**

日頃から、本市の幼児教育関連事業に御理解、御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
オミクロン株をはじめとした新型コロナウイルスの感染が拡大する中においても、市型預かり保育事業及び 2 歳児受入れ推進事業（以下「市型預かり保育等」といいます。）実施園の皆様におかれましては、園運営にご尽力いただき、深く感謝申し上げます。

また、園児及び職員の皆様の健康管理、消毒、教育内容の工夫などに加え、市型預かり保育等の休止や再開に関する対応をしていただいている園も多くなっています。様々な対応を長期にわたり継続していただいていることについて、改めて深く御礼申し上げます。

さて、政府による「まん延防止等重点措置期間」が延長され、対象期間は令和 4 年 3 月 6 日までとされました。

そのため、本市における市型預かり保育等の対応については、「まん延防止等重点措置期間（令和 4 年 1 月 21 日から 2 月 13 日まで）における市型預かり保育事業及び 2 歳児受入れ推進事業の対応について」（令和 4 年 1 月 20 日 こ保運第 1630 号）で示した取扱いを、**令和 4 年 3 月 6 日まで継続することとします。今後、まん延防止等重点措置の適用が再延長された場合は、原則、本通知の取扱いについても、まん延防止等重点措置期間が終了する日まで継続することとします。なお、変更がある場合は別途通知します。**

依然として、横浜市内でも感染の拡大が続いており、市内の多くの幼稚園等においても、新型コロナウイルス感染症の陽性者判明により休園等の対応をしています。

引き続き、保育・教育施設の皆様におかれましても、ご自身のご健康にご留意いただき、保育・教育施設の運営に御協力くださいますようお願いいたします。

○ 添付資料

・保護者の皆様への配布資料

- （１） 「まん延防止等重点措置期間における市型預かり保育事業及び 2 歳児受入れ推進事業の利用について」（満 3 歳児・2 歳児対応版、3～5 歳児対応版）
- （２） 雇用主の皆様へ（保護者から雇用主向けにお渡しするもの）
- （３） 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金について（厚生労働省リーフレット）
- （４） 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金について（厚生労働省リーフレット）

<担当>

横浜市こども青少年局保育・教育運営課
幼児教育係 杉浦、萩谷、木幡

電話：045-671-2085

E-mail：kd-azukari@city.yokohama.jp